

答弁書第二五号

内閣参質一七七第二五号

平成二十三年二月四日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員義家弘介君提出朝鮮学校無償化手続き停止の理由に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員義家弘介君提出朝鮮学校無償化手続き停止の理由に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「朝鮮学校が関わる「不測の事態」」を具体的に想定しているものではないが、先般の北朝鮮による砲撃は、我が国を含む北東アジア地域全体の平和と安全を損なうものであり、政府を挙げて情報収集に努めるとともに、不測の事態に備え、万全の態勢を整えていく必要があることに鑑み、朝鮮高級学校について、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第二号ハの規定に基づく指定の手続を一旦停止することとしたものである。

